

竹原市総務文教委員会

令和5年2月16日開会

会議に付する事件

(付託議案)

- 1 陳受第4-22号 竹原市立学校適正配置計画(案)について
- 2 議案第13号 竹原市下水道使用料審議会条例案
- 3 議案第14号 竹原市水道事業の広島県水道広域連合企業団への移行に伴う関係条例の整備に関する条例案
- 4 議案第15号 竹原市立美術館設置及び管理条例を廃止する条例案
- 5 議案第21号 竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案
- 6 議案第23号 竹原市企業誘致促進条例案
- 7 議案第24号 竹原市消防団条例の一部を改正する条例案
- 8 議案第28号 令和4年度竹原市一般会計補正予算(第7号)
- 9 議案第30号 令和4年度竹原市貸付資金特別会計補正予算(第1号)
- 10 議案第32号 令和4年度竹原市下水道事業会計補正予算(第2号)

(その他)

- 1 卒業式及び入学式について
- 2 職員の懲戒処分について
- 3 閉会中の継続審査の申出について

(令和5年2月16日)

出席委員

氏 名	出 欠
川 本 円	出 席
山 元 経 穂	出 席
平 井 明 道	出 席
堀 越 賢 二	出 席
大 川 弘 雄	出 席
道 法 知 江	出 席
松 本 進	出 席

委員外議員出席者

氏 名
今 田 佳 男
下 垣 内 和 春
蕎 麦 田 俊 夫
村 上 ま ゆ 子

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹原章弘

議会事務局主任主事 置名拓真

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏
観光まちづくり担当部長	國 川 昭 治
公 営 企 業 部 長	梶 村 隆 穂
教育委員会教育次長	沖 本 太
総 務 課 長	岡 元 紀 行
企 画 政 策 課 長	三 上 満 里 子
財 政 課 長	向 井 直 毅
危 機 管 理 課 長	堀 信 正 純
下 水 道 課 長	藤 本 嗣 正
水 道 課 長	品 部 義 朗
文化生涯学習課長	堀 川 ちはる

午前9時57分 開会

委員長（川本 円君） 本日の進行ですが、通常の委員会審査のとおり、議案提出課からの説明を受け、質疑応答の後、質疑を一旦保留として委員間討議を行います。委員間討議の結果を踏まえ、質疑の再開もしくは質疑を終結し、討論、表決と考えております。

なお、発言に当たっては、挙手の上、委員長の許可を得た後、マイクを使用して発言していただくようによりしくお願いいたします。

以上の進行方法により会議を進めてまいりますので、御了承のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、行います。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和5年第1回定例会の総務文教委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託されております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

それでは、副市長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和5年第1回定例会へ提案をさせていただいている議案のうち、議案第13号外8議案につきまして御説明をさせていただきます。慎重な御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長（川本 円君） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

まず、陳受第4-22号竹原市立学校適正配置計画（案）についてを議題といたします。

本件につきましては、前回の委員会において継続審査としたところではありますが、今回陳情者から議長に対し、陳情の取下げ願が提出されたとのことであります。つきましては、議長からこのことについて御報告をいただきたいと思います。

議長。

議長（大川弘雄君） ただいま委員長から報告がありましたように、陳受第4-22号につきましては、お手元に配付しておりますとおり、2月13日付で陳情者から取下げ願が提出されたことを報告いたします。

以上です。

委員長（川本 円君） ありがとうございます。

ただいま議長から報告がありましたとおり、陳受第4-22号については取下げ願が提出されました。したがって、この陳情に係る審査についてはこれで終了したいと思いますので、御了承のほどよろしく申し上げます。

なお、継続審査の中に適正配置計画は従前どおり残しておりますので、陳情の取扱いがなくなったというふうに解釈していただければ結構だと思います。そのように取り扱わせていただきます。よろしくお願いたします。

続きまして、今期定例会において本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

先ほど言いましたように審査順序表のとおり行ってまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） 異議なしと認め、そのように執り行います。

なお、執行部はこれからの説明は、以後座ったままで結構でございます。

それでは、議案第21号竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

企画政策課長。

企画政策課長（三上満里子君） それでは、議案第21号竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

議案書は43ページ、議案説明書が15ページ、議案参考資料59ページとなっております。議案参考資料により御説明申し上げます。

竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案でございます。

1、提案の要旨でございますが、このたび広島県水道広域連合企業団に水道事業を引き継ぐことを踏まえまして。

委員長（川本 円君） ちょっとごめんなさい。59ページ、皆さんよろしいですか。

企画政策課長（三上満里子君） すみません。よろしいでしょうか。

委員長（川本 円君） ちょっと間を空けてもらえませんか。申し訳ない。

企画政策課長（三上満里子君） すみません。失礼いたしました。

委員長（川本 円君） ごめんなさい。続けてください。

企画政策課長（三上満里子君） では、続けさせていただきます。

提案の要旨でございます。

広島県水道広域連合企業団に水道事業を引き継ぐことを踏まえまして、公営企業部を廃止し、下水道課を建設部に位置づけることで迅速な意思決定及び事務処理ができる組織体制とするものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日となっております。

改正内容につきましては、60ページ以降の条例案の新旧対照表のほうを御覧ください。

まず、第1条、部の配置につきまして、右側、改正前の項にございます公営企業部につきまして、改正後はこの項を削ります。

次に、第2条の部の事務分掌についてでございます。61ページ下段になりますが、改正後のほうの建設部の項、最下段に9番として下水道事業に関する事、引き続いて62ページの同じく改正後の上段、10番、水道事業決算に関する事、この2項を建設部の項に加え、右側、改正前にございました公営企業部の項を削っております。

最後に、第3条の部に配置する課につきまして、改正後の建設部の項にございますが、下水道課を加え、改正前の右欄の下段にあります公営企業部の項を削るものでございます。

私からの説明は以上でございます。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、次に参ります。

議案第23号竹原市企業誘致促進条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

観光まちづくり担当部長兼産業振興課長。

観光まちづくり担当部長兼産業振興課長（國川昭治君） それでは、竹原市企業誘致促進条例案について御説明させていただきます。

参考資料の65ページをお願いいたします。

こちらの企業誘致立地促進条例案でございますが、本案につきましては竹原工業・流通

団地の完売のめどが立ったことから、企業誘致の促進及び地域産業の創出を図るため、本市において事業所の新設または増設するものに奨励措置を行うものでございます。

変更の内容につきましては、2の改正の内容でございますが、まず現行、変更後ということの説明をさせていただきたいと思っております。

まず、対象でございますが、現行におきましては物品の製造、流通業務ということでこの対象でございましたが、変更後におきましては直接その事業の用に供するということでございまして、業種といたしましては全事業者を対象ということで見直しをさせていただいております。

次に、金額でございますが、現行では初年度100分の100、第2年度100分の75、第3年度100分の50ということで固定資産税にこういった割合を乗じて助成をさせていただいたところでございますが、変更後につきましては3年度間の投下固定資産に係る固定資産税相当額ということで見直しをさせていただいております。

次に、上限でございますが、現行では3年度間において5,000万円ということでございましたが、変更後においては各年度5,000万円ということで上限額を増加させております。

次に、要件でございますけれども、要件といたしまして、まず新設は投下固定資産総額が2億円以上、中小では1億円以上であり、かつ新規雇用常用従業員が20名以上、また中小ですと10名以上、増設につきましては固定資産税総額が1億円以上、中小企業においては5,000万円以上という要件でございましたが、変更後におきましては、新設、増設を含めまして投下固定資産税の取得額の合計が1億円以上、中小では5,000万円以上、かつ交付対象期間において従業員数を維持することということで、こちらについては要件を緩和させていただいております。

次に、新規雇用奨励金の変更でございますが、対象の業種については、先ほど説明させていただきました施設設置奨励金のおりの対象でございます。金額につきましては、現行ではこれまで1人当たり15万円ということでございましたが、変更後においては1人当たり30万円ということに増額をしております。また、奨励金の上限額について、これまで2,000万円ということでございましたが、変更後については上限額をなしということとしております。また、要件として、これまでですと新設では20名、また中小では10名以上ということがございましたが、変更後については、市内に事業所を新設、増設し、かつ市内事業所において新規雇用従業員が3名以上、また中小では1名以上というこ

とで、こちらについても見直しをさせていただきます。

施行期日については、令和5年4月1日でございます。

説明は以上です。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いします。

道法委員。

委員（道法知江君） 柔軟になってくるということはよく分かるのですが、そこで金額についてちょっとお聞きしたいと思います。

新規雇用者につき30万円、今までは15万円が30万円になったということ、上限はなしといった理由をお聞きしたいと思います。

委員長（川本 円君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） 今回の見直しにつきましては、冒頭説明させていただきましたとおり、工業団地のほうが完売する見込みが立ったということから、市内全域での企業の誘致、また雇用の確保を進めていきたいということから、近隣市町、また同等規模の市町と制度の比較をさせていただきまして、やはり本市のほうが少し額が低かったということから、他市と同等の金額に見直すということで30万円のほうに増額をさせていただいております。また同様に、金額につきましても他市と同様ということで上限額をなしとさせていただいております。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 道法委員。

委員（道法知江君） それだけの理由ではちょっと分からないので、他市とはどういうところを比較されてそのような理由になったのか、もう一度お伺いしたいと思います。

委員長（川本 円君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） 近隣ということでございまして、まず呉市さんのほうが雇用が1人につき50万円ということでございます、なお、呉市さんについては有期雇用の場合、20万円ということでございます。また、三原市さんのほうが30万円、東広島市さんのほうが20万円ということでございまして、あと安芸高田市さんのほうが12万円ということではございますが、やはり本市においては三原市あるいは呉市は大きいのですが、三原市並みということで30万円とさせていただいております。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 道法委員。

委員（道法知江君） 同じく上限なしという理由も、他市といっても人口規模とか同じような状況のところというふうな理解でよろしいでしょうか。

委員長（川本 円君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） こちらの上限なしについても、他市も特に設けていないということから同様にさせていただいております。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 道法委員。

委員（道法知江君） これによって新規就労者が増えてくるということが、新規事業が増えるということが大事なことだと思うのですが、これあれですかね、当然先に手を挙げられたところから優先になるという理解でよろしいのですよね。

委員長（川本 円君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） こちらの助成制度につきましては、創業後ということの固定資産税額相当額を奨励金として交付させていただくということでございますので、当初から予算を用意しておくということではなく、決定後、固定資産税を納付いただいた後に返還という形になりますので、特に早い者勝ちとかそういうことではございません。

以上でございます。

委員長（川本 円君） よろしいですか。

松本委員。

委員（松本 進君） ちょっと分かりやすくお尋ねして分ければいいのですが、直近の事例といいますか、今工業団地が完売というのがありましたけれども、直近の事例である企業が対応されているという事例でいいのですけれども、固定資産税の分が初年度、3年度までの分から全額といいますか、固定資産税そのものを軽減すると、緩和することですから、それと上限の分も相当大きな金額、3年間の上限が5,000万円から毎年そういうことになると相当大きな税収に影響するのではないかなということが気になるわけですが、直近の具体例であればちょっと教えていただきたい。

委員長（川本 円君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） すみません。直近の例ということでございますので、金額等についてはちょっと控えさせていただきますけれども、最近ですと例えば東洋

コルクさんが増設で対象になっているとか、また中通冷蔵さんのほう、こういったところがこれまでの従前の制度で対象になっているというところがございますが、今回の見直しによりまして、従前では対象になっていないところが今後対象になってくるということでの例で言いますと、例えばコスモスさん、こういったところがこれまででは対象になっていなかったところがございますが、小売業ということも今回業種の対象となりますので、今後はこういったところも対象になってくるものと考えております。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） 直近の事例がちょっと出なかったので分かりにくいのですが、例えば固定資産税の上限が3年間で5,000万円から、各年度で5,000万円ということとで3倍といたしますか、相当優遇して企業誘致という考えは分かるのですが、それだけやっぱりどこかで税収は持ってこなくちゃいけないということで、企業の規模にもよりますが、私が直近のを聞いたかったのは、例えば固定資産税で今まで3年間5,000万円だったのが、今度1億5,000万円になるという場合のそれだけの税収は今度はいろんなところから持ってこなくちゃいけない。今度減るわけですから、持ってこなくちゃいけないわけですから、雇用が一定の大きなのがないと相当負担が大き過ぎるのではないかなということについて、ちょっとそこらの雇用とこういう緩和措置で誘致すると、その企業の考え方をちょっと聞いておきたいと思えます。

委員長（川本 円君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） 金額的にこれまで3年間で5,000万円であったものを3年間で各年度5,000万円ということから1億5,000万円ということとで大きな増ということの見直しをさせていただいているところがございますが、実際、最近の例で言いますと、1億円程度の投資をいただきましたとしても、固定資産税で言いますと約140万円ということとでございますが、5,000万円ということになりますと何十億円という投資をいただいた場合ということとでございますが、最近の事例ではやはり数百万円台の投資ということとでございます。ただ、こういった形で金額の見直しをさせていただいたというのは、やはり大きな企業を誘致する上で他市並みにしていきたいということもございまして、上限額の見直しをさせていただいております。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） ちょっと関連といたらあれですけども、答えられればでお聞きしたいのは、今工業団地が、これ県が開発したというのもあるのでしょうか、それは完売して、あと今度は市内全域に広げるよということがその一つの狙いであるのでしょうか、ちょっと考えてみると、5,000万円というその固定資産税の規模というのがちょっとお話がありましたけれども、率直に聞きたいのは県との工業団地の開発というか、そこらの分はあるのかどうか、関連で分かればちょっと聞いておきたい。

委員長（川本 円君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） 新たな工業団地、産業団地の造成等を含め、広島県との関係ということでございますが、新たな工業団地、産業団地の造成につきましては先日の総括質疑でも説明をさせていただいたところでございますが、やはりその造成においては相当の費用もかかりますし、日数もかかるということから、まずは本市におきましては民間遊休地が相当ありますので、そちらでの企業誘致に取り組んでいきたいというところでございます。また、広島県におきましても企業誘致の方向性ということで、例えば来年度の事業におきましても新たな企業誘致の造成ということにつきましては、広島県として直接行うものでなく、市町の開発に対しまして助成するという形で見直しをされております。ということで、本市におきましては、まずは民間遊休地の売却から進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長（川本 円君） よろしいですか。

ほかに。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） 施設設置奨励金の変更のところ、65ページの下のところ、今までは従業員数の人数のところがあったのですが、今回からは市内事業者における従業員数を維持することになりましたが、この維持するというのは人数には特に何人とかというものを全く関係ないというような意味合いでよろしいでしょうか。

委員長（川本 円君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） こちらについて維持するという言葉を使わせていただいておりますが、昨今DX等IT化が進みまして、増設することによって雇用の人員が減るということもございますので、設備投資によりまして雇用が、人数が減らないようにということで維持するという条件とさせていただいております。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） ありがとうございます。

これ、令和5年の予算のほうで非予算ということで先ほど答弁の中にその説明がありましたけれども、今後のある程度その見込みとか想定というものはされた上でのことではあると思うのですが、これって予特で聞いたほうがいいのですかね。どんなでしょうか。

委員長（川本 円君） 大丈夫。答えられる。

観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） 確かに非予算ということでございますけども、こちら現在予定、想定している計画があるかということだと思いますが、先日の一括質疑でも説明させていただきましたとおり、特に現在、新たな新設、増設の計画についてはございません。ただ、今後こういうことがございましたら、また予算のほうを計上させていただきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（川本 円君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、次に参ります。

議案第24号竹原市消防団条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

危機管理課長。

危機管理課長（堀信正純君） 議案第24号竹原市消防団条例の一部を改正する条例案でございます。

説明につきましては、議案参考資料のほうで説明をさせていただきます。

参考資料の67ページをお開きください。

条例の一部改正については、非常勤消防団員の報酬等の見直しを図るよう国の技術的助言が発出されたことを踏まえ、消防団員の報酬額等を見直すとともに、消防団員の定数を見直そうとするものでございます。

消防団員の報酬を年額報酬及び出動報酬とし、年額報酬については団員階級のものについて年額3万6,500円を標準額とし、上位の階級のものについては国の交付税単価を

基準として見直したものです。団員では3万6,500円、班長では3万7,000円、部長では3万8,000円、副分団長では4万5,500円、分団長では5万500円、副団長では6万9,000円、団長では8万2,500円ということでそれぞれ年額報酬を引き上げているというところでございます。出勤報酬につきましては、これまで1回当たり4,000円での支給でございましたが、支給単位を国の基準で定められた1日当たりに変更するとともに、金額については災害出勤を1日当たり8,000円を標準額とし、災害以外の出勤については様態や業務の負荷、活動時間を勘案しまして標準額と均衡のとれた額となるよう市町で定めるよう国の基準において示されたことから、区分を災害出勤による場合と訓練等その他指導による区分に分けるとともに、活動時間に応じた報酬額としております。

次に、消防団員の定数について、現在の430人から395人へ見直ししようとするものでございます。

理由といたしましては、直近で平成7年にそれまでの定数を505人から430人に変更して以降、約30年近く経過しております。また、本市の人口でいいますとその間約1万人程度減少しており、地域によっては消防団員の確保が難しく、恒常的に欠員が生じている状態となっており、消防団役員の方と協議をした上で現状の消防団活動に支障が生じない定員の見直しを行おうとするものでございます。

施行期日については、令和5年4月1日としております。

参考資料の69ページの新旧対照表のほうを見ていただければと思います。

新旧対照表の改正前、条例第14条第2項におきまして、技術手当として運転手手当年額5,700円、機関手年額5,700円を支給しておりました。現在もしておりますが、条例改正後におきましては出勤報酬で対応していくため、この取扱いについては廃止をしようとするものでございます。

説明については以上でございます。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） 説明のとおり、今の消防団員の減少とかということについては非常に理解もできますし、年齢的に考えてもかなり高齢化というか、なかなか卒団できないというか、という状況も団によってはあろうかと思えます。そういった中で基本こういった

ようなものが、手当等々が十分にあるということは非常に喜ばしいことではあるのですが、報酬のために消防団活動をしている人って少ないと思うのですよ、ゼロではないにしろ。皆さん、地域の安全を守りたいとかそういうふうな使命感を持って活動されている方が大半だと思うのですが、今いろいろそういったような団員の減少とかということも含めて、中でいろいろ変わってきている、変化していかなくてはいけないといった部分が増えてきていて、そういった中においても消防団の装備についてはいろいろ拡充をしていただいたり、充実した装備を現在各団に配付をしているとか、そういう状況であると思うのですが、こういった中で、この少し議案とは違うかもしれませんが、今先ほど出た報酬ですよ。これって、先日も各個人の口座を届けたわけで、全てその報酬については個人への振込みという形になるのでしょうか。

委員長（川本 円君） 危機管理課長。

危機管理課長（堀信正純君） 現在、消防団員の報酬については、消防団員の個人の口座のほうに今年度から振込をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） それで、消防、このときも少しほぼ決定事項というようなことで、こういうところを出して決めることではないのでそういうふうになったのですが、これ、私個人としたら全くナンセンスで、出た人だけというか、本来そうなのかもしれないのですが、そうなのですが、消防団って個人で活動するのではないのですよね。団、班、そういったようなもので組織として災害現場であったりとか火災現場で活動するわけで、それぞれの立場で活動をしています。そういった中で出動している団員だけになって、出ない人って何か別の機会に消防の事業とか行事があるときにどういうふうな形で参加するのかなとか、団の運営は、班の運営ってどういうふうにしていくのかなというのが団員のほうからも声として聞かれるのですよ。消防団の活動ってそういうような日頃のコミュニケーションを取りながら、有事の際にはしっかりと連携を取って組織として動くというのがまず第一義であると思うのですが、この費用を上げるとか、それはいいのですが、その前に組織論として今のこういう状況がいいのかどうか。いいからやっているという判断になっていると思うのですが、それって非常に私はずっと疑問を持っているのですが、その件についてはいかがでしょう。

委員長（川本 円君） これは関連質疑という扱いでよろしいですか。

委員（堀越賢二君） はい。

委員長（川本 円君） 危機管理課長。

危機管理課長（堀信正純君） 委員の言われるように、消防団活動についてはやっぱり個人活動というよりは組織的な活動の中で、特に大規模な火災であるとかそういうところについては活動していくというところはあると思います。ただ、先ほども説明をさせていただいたのですが、今の報酬額、出動手当というところについては国の中で個人のほうに支給をしていただきたいということがございましたので、そういう中で対応させていただいたということがございます。言われるように消防団、そういう火災現場、災害時等は一人で対応できるというものではございませんので、その点については引き続きそういう連携であるとか情報共有とか、そういったところは必要であるというふうに考えております。

以上です。

委員長（川本 円君） よろしいですか。

道法委員。

委員（道法知江君） 国の技術的助言ということだと思うのですが、この辺を簡潔に教えていただきたいと思います。それと、国全体が、各自治体全体がこのような改正になるのかどうか。

委員長（川本 円君） 危機管理課長。

危機管理課長（堀信正純君） 報酬額の基準ということの御質問であろうかと思います。

これについては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律というのがございまして、これにおいて国及び地方公共団体は消防団員の処遇改善を図るため、出動訓練、その他活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう必要な措置を講ずるものというふうにされております。国から報償等処遇改善に係る文書が平成3年4月に国において示されたことから、本市においても見直しに取り組んできたところでございます。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 道法委員。

委員（道法知江君） 平成3年。

危機管理課長（堀信正純君） 令和3年です。

委員（道法知江君） 当然、毎回決算特別委員会とか予算特別委員会等で老朽化している

屯所の問題とか取り上げさせていただいているという状況も踏まえてなのですけども、当然編成替えとか、そのときの答弁ですよ、そのときの答弁も編成替えとか組織再編成計画、そういったものを持続可能にするためにそういうものも検討しないといけないというふうに答弁されていたと思いますけれども、それを踏まえてなのですが、実際の実働数というのは昨年どれぐらいあったのか。消防団の定数に対して実働数がどれぐらいだったかというのは掌握されていますでしょうか。

委員長（川本 円君） 危機管理課長。

危機管理課長（堀信正純君） 消防団員の定数に対する実員数ということでよろしいでしょうか。

消防団員の現在の実員数、これは令和4年4月時点ということでございますけれども、定員430人に対する消防団員については361名ということで、充足率で申し上げますと約84%というような状況になっております。

以上です。

委員長（川本 円君） 道法委員。

委員（道法知江君） これは将来的ということになると思うのですが、答弁できる可能な限りで答弁いただきたいと思いますが、いわゆる編成替えや組織再編成計画、そういうものも今後定数の減ということも踏まえて考えざるを得ないかどうか、考え方をお聞きさせていただければと思います。

委員長（川本 円君） 危機管理課長。

危機管理課長（堀信正純君） 現状で申し上げますと、どうしても消防団員のほうも人口減少も含めて減少傾向になるような形もあると思いますので、今後さらなる減少とかそういうところも見込みますと、各消防格納庫だけで、一つのところで活動ができないというような状況もありますので、そういうところも含めて今後検討していく必要があるというふうには考えております。

以上です。

委員長（川本 円君） 道法委員。

委員（道法知江君） 市民の皆さんの安全・安心ということで、日頃から本当に訓練されながら市民の生活を守っていただいている方たちでもありますので、そこら辺もしっかり持続可能な消防団になるためにもこういった報酬の改正とともに、しっかり組織がうちの側としては組織再編成計画というものもやはり検討せざるを得ないのではないかなという

ように、前向きに検討していかないといけないのかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（川本 円君） 答弁は。

総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 団の再編ということになりますと、遡りますが、平成20年に当時の11分団から5分団に統合いたしました。報酬もそのとき見直しまして、それ以降、報酬も定数も見直していないという状況でございました。先ほど危機管理課長が国の助言ということで消防庁の通知のことをお伝えしましたが、前提となりましたのが、国のほうでは消防団の処遇等に関する検討会を立ち上げられまして、その中で出ましたのが、やはり団員数が減少している状況を踏まえまして確保策を検討するためにこれが令和2年12月に検討会が立ち上げられました。その中では、特に年額報酬や出動手当などの処遇について議論されまして、その中間報告の際に先ほど申し上げました4月13日の消防庁長官の通知があったということでございます。先ほど、堀越委員さんのほうからも報酬の話もございまして、全国的な流れの中で団員数が減るということで、一時100万人全国で超えていたものが、今80万人もいかない状況ということもある中で、そうした中で一方では災害が多発化いたしまして、消防団の役割も多様化していたということで、一人一人の消防団の負担も大きくなっているということから、処遇改善という意味でも報酬の改定が行われたということでございます。

消防団員の士気の向上ということで、堀越委員さんのちょっと組織的なこともありますが、さりとてやはり消防団個人には直接支給の報酬等と消防団の役割ということで、先ほど屯所のお話もございましたが、維持管理費の面も含めまして当然それは市のほうで予算措置を十分しながらということと、今回報酬の改定につきましても地方交付税の措置があるということから、国のほうも積極的にやられたということでございます。現在5分団あって、第6分団は女性団員ということもございますが、分団においては恒常的に団員が不足している状況ということから、市内居住の要件から市内への勤務者も入団要件として緩和をしておりますが、なかなか一足飛びに団員が増えている状況はございませんが、ただ、そういった取組は地道にしながら、この処遇改善で団員数が増えれば一番いいと思ひますけど、なかなか実態としては難しいと思ひながらも、全体的な処遇改善ということも踏まえまして今回の条例改正を上げさせていただいておりますので、今、委員の皆さんからいただいた御意見を踏まえまして、今後も団員数を確保しながら、非常時、災害時に対

応できる体制は地域防災の要として取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長（川本 円君） よろしいですか。

大川委員。

委員（大川弘雄君） すみません。これ、年額報酬で大きくアップしていただいて大変ありがたいと思っているのですが、この額が消防団の人に聞いたところ、団員と部長、分団長、団長というふうにありますけども、役付の人があまり、役付の人と平の団員というのはあまり差がないのですねという声が出たのですが、部長さんが年間3万8,000円、団員が3万6,000円ですか、こういったところは消防団のほうとは協議されたかどうかをお聞きします。

委員長（川本 円君） 危機管理課長。

危機管理課長（堀信正純君） すみません。報酬の見直しに当たっての消防団の方と協議されたかということでございますけども、これにつきましては消防団の役員の方と協議をした上で、説明をした上で上げさせていただいているということで、説明はさせていただきました。

以上です。

委員長（川本 円君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 大抵決まったことを説明することが多いのでしょうか、もう少し意見も聞きながら、せつかくのことなので皆さんが喜んでいただけるような形もどうだったのかなという思いがありまして、今聞きました。それは了解済みということでしたので、仕方がないかなと思いますが、そこは諦めます。

また、これによってではないですけども、やっぱり災害の質も変わってきましたし、今からドローンを使った捜索とかも、災害対応とかも出てきますので、訓練に対しては十分に充実していただきたいと思いますと思いますが、その辺りの考え方はお持ちですか。

委員長（川本 円君） 危機管理課長。

危機管理課長（堀信正純君） すみません。訓練等の充実ということでございますが、この間、3年間についてはコロナ禍の状況もあり、なかなか訓練等もできなかったということがございますけれども、来年度についてはポンプ操法の県支部の大会であるとか県大会のほうも予定されています。そういうところも併せまして、また幹部初任者とかといったような研修なんかも今年度は実施したいというふうに考えておりますので、引き続きそう

いう研修を通じて向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（川本 円君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、次に参ります。

続きまして、議案第28号令和4年度竹原市一般会計補正予算（第7号）並びに議案第30号令和4年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） それでは、今定例会に上程いたします補正予算案について説明をさせていただきます。

令和4年度補正予算案の概要に基づき説明をいたしますので、そちらをお開きいただければと思います。

それでは、このたびの補正予算案につきましては、まず一般会計の補正予算案からでございますが、補正予算案につきましては、中学校施設整備事業、コロナ禍における物価高騰等対策に必要な経費を計上するとともに、入札や特定財源の減額交付による事業量の調整に伴い、不用となる予算の減額及び決算額を見込む中での過不足のほぼ全款にわたる調整が主な内容となっております。

歳入歳出予算の総額に2億680万9,000円を増額し、総額を148億5,277万9,000円とするとともに、繰越明許費の上限額の追加並びに債務負担行為の追加及び変更を行う内容となっております。歳出予算の補正内容につきましては、追加計上を行うものが、総務費、商工費、土木費、教育費、減額を行うものが、民生費、衛生費、農林水産業費、公債費となっております。その内容につきまして、3ページ以降の主な事業内容で説明をいたしますので、3ページをお開きいただければと思います。

よろしいでしょうか。

まず、入札や特定財源の減額交付による事業量の調整に伴い、不用となる予算の減額及び決算見込みに基づく精算など、令和4年度の事業執行見込み等を踏まえた予算整理に係る各種経費の補正につきましては、冒頭で申し上げましたが、ほぼ全款にわたり調整を行っていることからかなりのボリュームとなっておりますので、増減幅の大きい事業のみの説明とさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

まず、増額となるものにつきまして、基金管理に要する経費につきましては、地方交付税の増加と今年度歳入の増加に伴い、財政調整基金など各種基金への積立てを行うもの、それから認定こども園等に要する経費につきましては、私立こども園に対し支給する施設型給付費について、国が示す公定価格単価が改定されたことなどにより支給額を増額するもの、それから生活保護各扶助に要する経費につきましては、医療扶助が当初見込みより増加したことなどに伴い、予算に不足が見込まれるため増額するものでございます。

次に、減額になるものにつきまして、小学校施設整備に要する経費につきましては、竹原小学校給排水設備、トイレ改修工事につきまして令和3年度予算との二重計上分を減額、次に非課税世帯臨時特別給付金給付に要する経費につきましては、対象見込み世帯が当初見込みを下回ったことから、次に広島中央環境衛生組合に要する経費につきましては、施設維持管理契約に係る負担金が入札執行により当初見込みを下回ったことなどから、それぞれ不用となる予算を減額するものでございます。

続きまして、衛生費、出産・子育て応援給付金給付に要する経費について、システム改修委託料198万円の追加計上を行うものでございます。内容につきましては、出産・子育て応援給付金の給付に必要な機能を整備するため、健康管理システムを改修するものでございます。財源につきましては、県支出金を歳出予算額の全額に対し充当するものでございます。

続きまして、4ページをお開きください。

商工費、商工業振興対策に要する経費について、創エネ等設備導入促進事業補助金2,000万円の追加計上を行うものです。内容につきましては、市内企業が生産する製品の付加価値の創出や事業活動の継続につなげ、市内経済の成長を図るため、創エネ、省エネ、DX等による生産性向上のための施設整備を行う事業者に対し補助金を交付するものでございます。補助対象者は、創エネ、省エネ、DX等による生産性向上のための施設整備を行う事業者として、原油価格物価高騰等対策として広島県が創設した補助制度の交付決定を受けた事業者で、広島県助成額の2分の1を市として補助するものでございます。また、事業が来年度にわたることから、併せて繰越しを行うものでございます。財源につきましては、国庫支出金を966万4,000円充当し、残りを一般財源とするものでございます。

続きまして、商工費、プレミアム付商品券事業に要する経費について、プレミアム付商品券事業補助金など2,691万8,000円の追加計上を行うものです。内容につきま

しては、コロナ禍において原油価格や物価高騰等の影響を受けている市内の経済活動について消費行動を促進するため、使用場所を市内店舗に限定するプレミアム付商品券を発行する団体に対し補助金を交付するものでございます。また、こちらの事業が来年度にわたることから、併せて繰越しを行うものでございます。財源につきましては、国庫支出金を1,302万1,000円充当し、残りを一般財源とするものであります。

続いて、土木費、橋梁維持改修に要する経費について、維持補修工事費4,100万円を追加計上するものです。内容につきましては、地域の道路網の安全性、信頼性を確保するため、橋梁補修工事を国の令和4年度補正予算に呼応し、前倒しし実施するものでございます。施工箇所につきましては、本川橋及び本川歩道橋となります。また、必要とする工期が来年度にわたることから、併せて繰越しを行うものであります。財源につきましては、国庫支出金を1,760万円、地方債を1,840万円充当し、残りを一般財源とするものでございます。

次に、5ページになります。5ページをお開きください。

土木費、大規模盛土造成宅地調査に要する経費につきまして、委託料2,700万円の追加計上を行うものです。内容につきましては、大規模盛土造成宅地について、人的被害の防止、宅地や家屋、避難路等の周辺公共施設などの被害防止、また軽減をするため、大規模盛土造成宅地調査を国の令和4年度補正予算に呼応し、前倒しし実施するものでございます。調査箇所につきましては、忠海学園及び吉名学園となります。また、こちらも必要とする工期が来年度にわたることから、併せて繰越しを行うものでございます。財源につきましては、国庫支出金を歳出予算額の2分の1充当し、残りを地方債とするものでございます。

続きまして、教育費、児童等健康管理に要する経費及び生徒等健康管理に要する経費について、消耗品及び備品購入費、合わせて1,170万円を追加計上するものでございます。内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら子供たちの学習の機会を保障するため、小中学校及び義務教育学校において感染症対策物品等を購入し、配備するものでございます。また、こちらも事業が来年度にわたることから、併せて繰越しを行うものでございます。財源につきましては、国庫支出金を歳出予算の2分の1充当し、残りを一般財源とするものでございます。

続きまして、教育費、施設整備に要する経費につきまして施設整備工事費など1億3,700万円を追加計上するものでございます。内容につきましては、安心・安全な教育環

境を整備するため、国の令和4年度補正予算に呼応し、中学校及び義務教育学校後期課程の校舎の特別教室、職員室などに空調を整備するものでございます。また、必要とする工期が来年度にわたることから、併せて繰越しを行うものです。財源につきましては、国庫支出金を2,474万6,000円、地方債を9,620万円充当し、残りを一般財源とするものでございます。なお、この事業につきましては、令和5年度の当初予算にも計上いたしてありまして、こちらの補正予算案の交付金が国の交付決定を受ければ、こちらを優先し、当初予算に上げてあります同額は、また補正により減額をすることといたしております。

続いて、歳入予算の説明をいたしますので、1ページにお戻りいただければと思います。

まず、市税につきまして、個人市民税につきまして、新型コロナウイルス感染症による景気減退からの回復による収入増が当初の想定より少なかったことから、法人市民税につきましては、大規模法人による赤字子会社の吸収合併に伴う欠損金の継承による影響、固定資産税につきましては、大規模償却資産の減価償却率が当初見込みより大きかったことなどにより、1億2,273万円減額をいたしております。

次に、地方譲与税から環境性能割交付金までの歳入につきましては、広島県からの通知等に基づき、それぞれ増額または減額の調整を行っております。地方交付税につきましては、普通地方交付税と臨時財政対策債との配分割合が変更となったことと併せ、地方交付税の財源となります令和4年度の所得税、法人税などの国税が増収となったことに伴う普通交付税の追加交付が見込まれるため、1億8,739万1,000円増額をいたしております。国庫支出金及び県支出金につきましては、歳出予算の補正に併せ、それぞれ増額及び減額をいたしております。

次に、寄附金につきましては、企業版ふるさと納税が当初見込みを下回ったことにより、1,600万円減額をいたしております。繰入金につきましては、貸付資金特別会計からの繰入金を追加計上いたしております。

次に、繰越金についてでございますが、令和4年度決算剰余金を追加計上いたしております。

最後に、市債についてでございますが、こちらは歳出予算の補正に併せ、それぞれ追加または減額するとともに、臨時財政対策債について普通交付税との配分割合の変更に伴う減額により、合計で4,424万5,000円減額をいたしております。

続いて、繰越明許費の補正の説明をいたしますので、今回は8ページをお開きいただければと思います。

まず、商工費、創エネ等設備導入促進事業、プレミアム付商品券発行事業、土木費の大規模盛土造成宅地調査事業、教育費、小学校費の学校教育活動継続支援事業、中学校費の学校教育活動継続支援事業、それから中学校施設整備事業につきましては歳出予算のところで説明をいたしましたので、省略をさせていただき、総務費におきまして、旧竹原西保育所園舎等解体事業につきましては近隣住民の家屋調査の実施に不測の日数を要したため、旧忠海西小学校地籍整備推進事業につきましては関係地権者の調査及び確定協議に不測の日数を要したため、電線共同溝整備事業につきましては工事の設計等に不測の日数を要し、工事の進捗が遅れたため、それぞれ繰り越すものでございます。

民生費におきましては、軽費老人ホーム整備事業について、物価高騰の影響による材料費の値上がりに伴い、施工内容の見直しなどを行ったことなどにより、事業の年度内完了が見込めないため、新生児応援給付金給付事業につきましては給付対象者を令和5年4月1日までに出生した児童としていることにより、給付申請が令和5年度となる可能性があるため、繰り越すものでございます。

衛生費におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、令和5年3月末までの接種期間が延長される見込みであるため、出産・子育て応援給付金給付事業については遡及対象者に対する給付金の支給が年度内に完了しない場合に備えるため、竹原市斎場施設管理事業につきましては修繕に必要な資材の入手に不測の日数を要したことから繰り越すものでございます。

農林水産業費におきましては、小規模崩壊地復旧事業について申請者との協議に不測の日数を要したことから、漁港施設長寿命化対策事業については吉名及び長浜漁港整備について資材の入手に不測の日数を要したことなど工期の延長が見込まれることから繰り越すものでございます。

次に、土木費におきまして、緊急自然災害防止対策事業、市道忠海中学校線道路改良事業及び橋梁維持改修事業について資材の入手に不測の日数を要したことなど工期の延長が見込まれることから、新開土地区画整理事業につきましては地権者協議に不測の日数を要したことから、県営道路整備事業、県営港湾整備事業、県営街路整備事業、県営急傾斜地崩壊対策事業については、広島県が事業費を繰り越したことに伴い、その負担金を繰り越すものでございます。

最後に教育費におきまして、歴史的風致維持向上事業について耐震対策の検討など不測の日数を要したため、繰り越すものでございます。

続いて、債務負担行為の追加、変更について御説明申し上げます。

まず、追加について、マイナンバーカード取得促進に要する経費についてはマイナポイント手続支援を令和5年4月以降も延長して実施することに備え、令和5年4月1日からの業務委託契約について年度内に入札手続が可能となるよう債務負担行為の追加を行うものでございます。

乳幼児等医療費助成システム整備に要する経費につきましては、乳幼児等医療費助成事業の助成対象拡大に対応するためのシステム改修について年度内に委託契約が可能となるよう債務負担行為の追加を行うものであります。

健康たけはら21計画等策定に要する経費につきましては、計画策定業務委託契約について年度内に入札手続が可能となるよう債務負担行為の追加を行うものです。

休日診療所システム保守に要する経費につきましては、休日診療所において今年度より導入しているオンライン資格確認端末について保守契約を複数年とするため、債務負担行為の追加を行うものです。

次に、図書館賃貸借に要する経費につきましては、市立竹原書院図書館の施設について令和5年度からの定期建物賃貸借契約を締結するため、債務負担行為の追加を行うものであります。

次に、変更につきまして、広報たけはら印刷に要する経費につきましては印刷業務に編集業務を加えた委託業務とするため、債務負担行為の変更を行うものでございます。

以上が一般会計補正予算案の説明となります。

続いて、貸付資金特別会計補正予算案について説明をいたします。

委員会資料の6ページをお開きください。

概要といたしまして、決算見込みに基づく精算を行うものが主な内容となっておりまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ94万円を減額し、総額を657万円とするものでございます。

まず、歳出予算について説明いたします。

貸付金一般事務に要する経費として一般会計繰出金428万円を追加計上を行うものでございますが、これにつきましては最終的な収支の均衡を図るために計上をいたしているものでございます。

貸付金に要する経費について、竹原市奨学金など522万円の減額を行っております。こちらにつきましては、決算見込みに基づき、不用となる予算を減額するものでございます。

次に、委員会資料2ページ、歳入でございます。

よろしいですね。

諸収入として、奨学資金貸付金及び就学支度金貸付金の償還金について、決算見込みに基づき、合計で94万円を減額いたしております。

以上が、貸付資金特別会計の補正予算案でございます。

私からは以上となります。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いします。ページ数を述べてからちょっとと言っただけならば非常に助かります。

ちょっと待って。

では、挙手をお願いします。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） 4ページの上の創エネの部分で先ほど説明がありました。これの想定をしているものって何かイメージとして、予定といたってちょっと先方のこともいろいろあるのですが、この件について答えられる範囲でお願いします。

委員長（川本 円君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） こちらにつきましては、先ほど財政課長より説明がございましたとおり、創エネ機具、また省エネ機具、DX等の生産性向上のための設備整備経費に対しまして助成をさせていただくものでございますが、対象といたしまして広島県の助成額ということで、県のほうに申請いただいたものの2分の1ということで制度を考えております。現在、広島県のほうに問合せをさせていただいておりますが、先週から募集を開始しているということもございまして、まだ数字的には確定はしていないということではございますが、広島県のほうには今2件程度相談等があるということでお聞きしております。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） どんどん活用して一件でも増えればよいとは思いますが、分かりま

した。

それでは、5ページの学校教育活動継続支援事業、こちらなのですけれども、備品、消耗品の内容について教えていただけますか。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちらは昨年度も同じような事業を実施いたしております、まず備品につきましては空気清浄機でありますとか二酸化炭素の濃度の測定器などを購入する場合、この予算の対象となるということで、まだ順次それは整備は続けておりますが、まだ不足がある場合はこちらを活用して来年度も引き続きそういったものを購入していくということになります。

続きまして、消耗品については主には衛生用品ということで、アルコール消毒液でありますとかマスク、手袋等、こういったものが不足が生じた場合、こちらを追加で購入するというようなことになります。なお、これも継続事業でございますので、不足が生じた場合、追加するというところでございますので、これ全額執行するかどうかというのは学校の状況次第ということになります、不用が出たら、またそこは不用額として残すというような形になろうかと思えます。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） 昨年度、今年度もそうですけど、状況が令和5年度の5月8日以降は大きく変わるわけで、この物に関しても随分変わってくるのだなというふうには想定はしておりますけれども、やはり先ほどの空気清浄機であったり、これ日常でも時期によっては必要なものであったりとかというものなので、児童生徒が学ぶ環境においてそういったような備品はこういうものをしっかり使って購入というか、利活用してほしいと思います。

ただ、消耗品等については、今後コロナの対策というか、手洗い、うがいといったようなものは学校というか家庭でも奨励はしていることなのですけれども、先ほどマスク、手袋、必要なものに関してということなのですけど、これ、学校とかは特にマスクの着用とかそういうものに関して指導するほうが、しっかりと示していかないとなかなか子供の状況は変わらないと思うのですね。現在でも、登下校時を見ても、なかなか一人で帰っていてもマスクを外していない児童なんか見ますし、そういう空気感がそれを許さないというか、子供、児童たちも気を遣いながら生活しているのだなというのを非常に心苦しく思

うのですけれども、消耗品費、消耗品については必要なものであればしっかりと購入というのも大事ですけれども、もう大きく変わってくるので、これがほぼゼロになるぐらいの、学校の中で対策すべきところはしっかりとするのですよ。ですけど、方針としてしっかりと打ち出して、もうそれぞれが気をつけるのだけれども、日常に戻っていきましょうというのをしっかりと出していくべきだと思うのですね。ちょっと所管が違うのであれですけど、こういった必要なものの備品についてはコロナと言わずにしっかりと充実させていく。ただ、消耗品費についてはもうほぼゼロに近いような形になればいいというふうに思います。ただ、先ほど必要な物を購入というふうに聞いたので、これがマイナスの補正で出てくることを願いますが、全体的にコロナが年度の途中で変わってくるので、そちらのほうについてもある程度減額をされる想定もしながら、ほかのものに組み込めるようなことも少し想定する必要があると思うのですけど、ちょっと予算のほうにもかかるのですが、その点についてはいかがでしょうか。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 確におっしゃいますとおり、そういったコロナ対策についてはまた大きく、また年度も変わる中で考え方も大きく変わってくるかと思えます。そういった意味も込めまして、一旦この予算につきましても各学校配分ということで配分をさせていただきますが、基本的にはこの予算というのは校長判断でこの執行というものはお任せするような形になります。そういった中で、当然教育委員会としても全体としてのそういった考え方の方向性というのは示されると思えますけれども、そういった中で当然コロナ対策ということではありますが、確かに備品などにつきましてはそういった関連を含めまして柔軟に対応できるような形にはなろうかと思えます。消耗品につきましても、先ほど申し上げましたように必要なものがあれば購入するという考え方の基で、不要であればそれは使う必要はないということでございますし、また他に転用できるようなものがあればそちらへ回すということも、それは場合によっては可能であろうかと思えますので、そちらは柔軟性を持って予算の執行については考えられればというふうには考えております。

以上でございます。

委員長（川本 円君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

道法委員。

委員（道法知江君） 教育費，中学校の施設整備事業についてお伺いさせていただきたいと。

委員長（川本 円君） 5 ページですか。

委員（道法知江君） 5 ページですね，教育費。

まず，国のほうの交付金の名称というのがあると思うのですが，教えてください。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 国の交付金の名称でございますが，学校施設環境改善交付金というような名称となっております。

委員長（川本 円君） 道法委員。

委員（道法知江君） 国から金額が出ていると思うのですが，これ12月か1月ぐらいだったですかね，出たのが，竹原市分ということで。これずっと見ると，他市においてはトイレとかの改修も含まれていたと思うのですが，本市の場合は空調ということで申請されていたのかどうか。金額が2,547万2,000円なのかどうかをお伺いしたいと思います。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちらにつきましては，各市町が施設整備に応じて申請をするという形なりました，今回竹原市におきましては空調という形で申請をいたしております。金額については，国庫補助金2,474万6,000円ということで，まだ決定には至っておりません。決定がされ次第，こちらの補正予算を活用するというような形で今スケジュールを考えているところでございます。

委員長（川本 円君） 道法委員。

委員（道法知江君） 空調ということではあるのですが，特別教室の16教室，これが新設となっているのですが，今まで理科教室等々特別教室においては空調はなかったという理解でよろしいでしょうか。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） おっしゃるとおり，特別教室にはまだ空調は整備いたしておりません。まずは，先行して職員室，保健室等をまず整備いたしました。これは10年以上前の話になりますが，ここ数年で普通教室について空調を整備いたしております，おっしゃられますとおり特別教室についてはまだ空調がなかったということで，このたび改めて新設をするというような状況でございます。

委員長（川本 円君） 道法委員。

委員（道法知江君） 忠海学園などは、設置されたのはまだ数年しかたっていない。しかし、空調のほうの更新ということになっていきますけれども、全体的に職員室の13室が更新をされるということで、この辺に関してはどうなのでしょう。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちらにつきましては、全ての職員室等を更新するというわけではなく、老朽化してもう古くなってもうかなり傷んでいるものについて、職員、保健室については更新をいたします。したがって、忠海学園でありますとか吉名学園、こういったものはまだ新しいものがございますので、こういったものは含まれていないというふうに御理解いただければと思います。

委員長（川本 円君） 道法委員。

委員（道法知江君） そうすると13ということだと思えるのですが、職員室の13ということではどのような理解でよろしいのでしょうか。小学校、中学校を含む13室となっていますけれども。

委員長（川本 円君） 小学校。

委員（道法知江君） などということですね、理解は。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） このたび、中学校と義務教育学校の後期課程ということで、いわゆる中学校の部分ということで、などというのは職員室、保健室、校長室、事務室と、こういったものを含んで13室というふうに御理解いただければと思います。

委員長（川本 円君） よろしいですか。

松本委員。

委員（松本 進君） それでは、3ページで減額補正で非課税世帯の給付金について今説明があつて、対象人員の減ということで3,300万円の減というちょっと今説明があつたのではないかと思うのですが、予算措置をするときに市の資料のデータで住民非課税世帯は幾らというので、それで予算措置すると思うのですがけれども、ちょっと金額が大きいので、周知徹底、対象者は幾らいて、実施は幾らで、その減額はどれだけ残ったのか、減額の対象者がね。その原因といいますかね、ちょっと気になるのは、周知が徹底した結果であればいいのですが、そこらがちょっと気になったもので、ちょっと教えてください。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 非課税世帯に対する臨時給付金でございますが、こちらの給付対象者というのが、非課税であって、また課税世帯から扶養を受けていない世帯という形が給付対象というふうになっております。ただ、予算につきましては、そういったものを考慮することなく、非課税世帯を全て一応数として最大値を見て予算措置をいたしております。結果的にはそういった不用になった方を除いたもので実績として上がってきております。結果、当初見込みといたしますのが624世帯で計算をいたしておりましたが、実際抽出後の対象見込み世帯が396世帯ということになりましたので、その差がかなり多かったということもありまして、減額幅も大きくなったというふうに御理解をいただければと思います。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） 次が、5ページの大規模造成の分でちょっとお尋ねしておきたいと思っております。

大規模盛土造成宅地調査を実施して対応するというところで、予算自体は必要性を認めるのですが、ちょっと気になるのはこの中には忠海学園と吉名学園というのがあって、忠海学園の例でいえば、あそこのグラウンドののり面のところが崩れて、その土砂と申しますか、それが下のほうまでがっというって大分影響が出たというのがありましたけれども、当初のこれつくったときの基準と申しますか、それと今いろいろな災害が起こっているところが、熱海とかいろんなところも大きな事故が起きていますけれども、新たな基準でこういった調査と申しますか、をして、その対策を取るということで、特に切土、盛土でいえば切土はちょっと地盤が固いのかも分かりませんが、盛土のところはいろんな締め固めとかによって弱いということが、崩れやすいということが起きるのでしょうか、新たな基準でそういった調査を、例えば忠海学園でいえばグラウンドのところではないかと思ったりしたのですが、そこを調査して対策を取るというような考え方でいいのかどうかをちょっと確認しておきたい。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） この大規模盛土の調査というものが、やはりきっかけとなったのが先ほど申し上げた熱海の大規模な盛土の崩壊というものがきっかけとはなっておりまして、その中で当然過去の基準で一応適法で盛土を造成している、しっかり届出をしたものであっても現状もう日数がたって、その辺り崩壊の危険がないかどうかというものをま

ず1次スクリーニングという形で調査をいたしました。その結果、判定の中で少し危険度が高いものを優先的に2次スクリーニングという形で再度調査をし直して、これは調査をするというのは改修を前提とした調査となりますので、そういった意味で吉名学園と忠海学園につきましてはそういった危険度があるというような判断の下に今回調査して、その後必要な対策をするというような流れになってこようかというふうに考えております。

委員長（川本 円君） よろしいですか。

そのほか質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、次に参ります。

説明員の入替えを行いますので、総務企画部は退室して結構です。ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時24分 再開

委員長（川本 円君） それでは、皆さんおそろいなので、始めます。

休憩を閉じ、再開いたします。

ごめんなさい。その前に、傍聴許可申請が中国新聞渡部氏より出ております。これ、許可してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） それでは、始めます。

続きまして、議案第15号竹原市立美術館設置及び管理条例を廃止する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） 議案第15号竹原市立美術館設置及び管理条例を廃止する条例案について御説明をいたします。

議案23ページ、議案参考資料21ページでございます。

たけはら美術館につきましては、空調設備の老朽化等により令和2年度から休館とし、1階の文化創造ホールに限り、竹原市総合文化祭等の展示スペースとして使用しております。

した。今後、美術館が入る合同ビルは市の庁舎としての整備が進むことから、美術館施設としての機能を停止し、管理する建物はなくなるため、この条例案を提出するものでございます。

施行日は、令和5年4月1日としております。

あわせて、竹原市職員の給与に関する条例、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、竹原市立美術館美術品取得基金条例について、たけはら美術館に関する記載を削除するなど文言の整理を行うため、条例を改正するものでございます。

竹原市立美術館につきましては、平成4年11月1日に開館し、本市の芸術文化振興の拠点として運営してまいりました。今後は、市が保有する施設の中でこれまで関係団体と連携し取り組んできた総合文化祭を開催するなど、芸術文化の振興に引き続き取り組んでまいります。また、公共施設ゾーン再整備検討において、現状や課題を踏まえ、方向性の検討を進めてまいります。

以上でございます。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

平井委員。

委員（平井明道君） 美術館の設管条例が廃止になることに伴い、保管期間が長くなると思いますが、委託料と保険料はどうなっておられますか。ちょっと予特ではないのですが、教えていただけたらお願いします。

委員長（川本 円君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） 美術品の保管料、保険料についての御質問だと思います。

大阪の美術品専門倉庫に保管しております保管費用につきましては、保管委託料と保険料、合計で年間102万8,290円、こちら令和3年度の決算額でございますが、必要となっております。内訳につきましては、保管委託料が100万7,520円、保険料が1万9,770円となっております。

以上です。

委員長（川本 円君） 今後どうなるかも。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） すみません。こちらの保管業務委託期間として令和7年5月31日までとしております。美術品展示機能の整備が終わるまで必要な経費とし

て、保管料として必要な経費だと思っておりますので、契約更新も必要であれば契約更新をして、年間100万円少しかかる費用ではありますが、美術品を適切に保管するための必要な経費として考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

委員長（川本 円君） 平井委員。

委員（平井明道君） 関連でちょっとお聞きしたいのですが、102万円年間でかかるということは結構高いと思うのですが、今後どこかでそれを活用して展示するということは考えていらっしゃいますでしょうか。

委員長（川本 円君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） 大阪のほうに保管しております130点あるのですが、こちらの美術品につきましては出し入れをしないという契約になっておりまして、温度、湿度を適切に管理していただきながら保管をしていただいております。残りの美術品につきましては、現在市の庁舎ロビーに今井政之先生の大皿も展示しております。そういった形での展示も工夫して考えてまいりたいと思っております。

以上です。

委員長（川本 円君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 一括質疑で、全体質疑でちょっとしたことを踏まえて確認なのですが、現在は美術館の設管条例があって、その第3条に4つの業務を指定してありますね。それで、4月1日から廃止するという提案なのだけれども、私が全体質疑で伺ったのは、私も廃止という意見では違うのですけれども、代替機能といいますか、現在の美術館はいろいろ今後のリニューアルに必要なのでしょから、代替機能が必要だということちょっと質問しました。そのときに場所とかいろいろ答弁があったわけですが、この4つの美術館の業務のうち、市の考えでは代替機能の考えですね。どの業務とどの業務をいつから利用できるというのか、竹の館とかいろいろありましたけれども、この4つ中の業務でどれを代替業務として考えているのか、それがいつから実際利用できるのかということちょっと教えていただければと思います。

委員長（川本 円君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） 現在の竹原市立美術館設置及び管理条例に関する御

質問だと思います。

現第3条に業務とございます。

まず、1項、美術品等収集し、保管し、市民の利用に寄与することということになっておりますが、こちらは所蔵している美術品は適切に管理を行うこととしております。2番目の美術品等の展示施設を美術品の展示及び市民の芸術文化の振興のための活動の場として利用に供することという機能、業務とございます。1階の文化創造ホールの市民の活用場といたしましては、現在考えております、議場で次長が答弁を申し上げましたとおり、総合文化祭につきましてはピースリーホームバンブー総合公園の竹の館であるとか、市内、市立学校の体育館でも開催ができないかということで関係者と協議を進めているところでございます。また、2階のアートギャラリー・池田コレクション美術作品の展示につきましては、公共施設ゾーン再整備検討において、現状課題を踏まえて方向性の検討を進めてまいりたいと考えております。あと、市民へ美術に関する知識及び教養の向上並びに調査研究等に資する事業に関しましては、市が保有している施設の中で、先ほど市民の活動の場というのは御説明を申し上げたのですけれども、これまで町並み保存地区で歴史的建造物を生かして関係者の御協力により、3回開催しております竹原藝術祭について、開催に向けた準備を進めていきたいと思っております。そういった機会を設けながら、芸術文化に触れる機会というのは、建物はなくなりますけど、協力して取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） 代替機能の分の概要で、廃止は決まるのだけでも、特に2階のコレクション等の展示は今後ということではちょっといつになるか分からない。全体質疑ではいつかという質問をしたのですけれども、今後の検討ということで協議するというところでしょけれども。

2つ目にちょっと確認したいことは、新年度予算にも係りますけれども、新年度予算には予算美術館という経費が載っていますけど、これが、条例が4月1日からなくなりますよね。この条例がやっぱり消滅しますよね。その場合で、先ほど言ったような今の3つ、4つ、本来の美術館の業務の代替機能をやる根拠ですよ。これがやっぱり普通は、予算には美術館と載っていましたが、新年度もね。だから、あとこういった業務、4つの業務をやる、いろんな市民からの展示とかいろいろな参加とか含めてやる根拠が、ちょ

っと私は理解できないのですね。どこからの根拠で予算措置するのかとか、そこをちょっと明確に答えていただきたい。

委員長（川本 円君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） 美術館設置及び管理条例につきましては廃止となりますけれども、そこに載っていた業務、芸術文化振興に関わることを何を根拠にやっているのかという御質問だと思います。

竹原市教育委員会の組織に関する規則において、教育委員会文化生涯学習課は事務分掌に芸術文化に関することが規定されております。これに基づき、美術館廃止後は美術品の管理や市が保有していく中で、先ほど申し上げましたとおり、総合文化祭であったりまちなみ保存地区での芸術祭の開催であったり、これを進めていきたいと考えております。

以上です。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） その件の確認なのですが、ちょっと次長に確認しておきたいのですが、今課長のほうは事務分掌が残っているからやるということでしたけれども、予算措置についてもこの条例がやっぱりあれば、あればそういう根拠でできるのですけれども、なくて、その条例はないのに事務分掌に残っている、それだけで代替業務ができるというような考えか、イエスカノーかだけでもちょっとお聞きしたい。

委員長（川本 円君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） できると考えております。

委員長（川本 円君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、次に参ります。

教育委員会は退室していただいて。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 報告は。

委員長（川本 円君） 最後ですから結構です。ありがとうございました。

説明員を入れ替えますので、暫時休憩といたします。

午前11時36分 休憩

午前11時37分 再開

委員長（川本 円君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続きまして、議案第13号竹原市下水道使用料審議会条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

下水道課長。

下水道課長（藤本嗣正君） 下水道課でございます。

それでは、議案第13号竹原市下水道使用料審議会条例案について説明をさせていただきます。

議案書は15ページ、議案参考資料につきましては15ページとなっております。

それでは、議案参考資料により説明をさせていただきます。

本条例案は、下水道事業について将来にわたり安定的な運営が必要なことから、下水道使用料など適正化を図ることを目的として、下水道使用料に関する事項を調査及び審議する下水道使用料審議会を設置するものでございます。

提案の内容につきましては、第2条で審議会は市長の諮問に応じ、下水道使用料に関する事項について調査及び審議を行うものとし、第3条では審議会の委員について、学識経験者や地域団体に属する者、経済団体、その他団体に属する者で組織し、最大人数を8名としております。また、第4条にて任期を定めており、諮問に係る審議が終了する日までとしております。

なお、この条例につきましては、令和5年4月1日から施行するものでございます。

次のページをお開きください。

審議会の設置に併せまして、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行い、別表第1、附属機関の委員等の部に竹原市下水道使用料審議会を追加するものでございます。

議案第13号につきましては以上でございます。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） 審議会の件ですけれども、審議会のほうが委員8人以内で組織をするということですので、現在下水道事業としてされていること、下水道事業に関してこの委員の皆さんとでいろいろ審議というか、されると思うのですが、この委員の中にもう下水道が来ない、絶対来ないといったらちょっと語弊がありますけれども、そういう方を必ず1名は入れて、実際に利活用できる人ともうそうでない地域の人というものの意見が

きちんと吸い上げられるような形での審議会を組織していただきたいと思いますが、この件についてはいかがでしょうか。

委員長（川本 円君） 下水道課長。

下水道課長（藤本嗣正君） 委員の選定につきましては、先ほど言いました審議会の学識経験者及び地域団体に属する方、経済団体に属する方ということでございます。その中でそういうような、今委員の御指摘の話も含めて検討していきたいと思っております。

以上です。

委員長（川本 円君） よろしいですか。

そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、次に参ります。

続きまして、議案第14号竹原市水道事業の広島県水道広域連合企業団への移行に伴う関係条例の整備に関する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

水道課長。

水道課長（品部義朗君） それでは、議案第14号になります竹原市水道事業の広島県水道広域連合企業団への移行に伴う関係条例の整備に関する条例案について説明をさせていただきます。

議案書につきましては19ページから21ページ、議案参考資料につきましては17ページから20ページ、議案説明書につきましては8ページとなっております。

それでは、議案書の19ページをすみませんをお願いいたします。

今回の条例案につきましては、本市の水道事業を令和4年11月に設立されました広島県水道広域連合企業団に引き継ぎ、令和5年4月からの事業開始に伴い、水道事業に関する条例を廃止するとともに、関係条例を整備するものであります。

条例案の内容につきましては、水道企業団への移行に伴う本市水道事業の条例を廃止するものが5件、本市水道事業の条例廃止に伴う関係条例の一部を改正するものが3件となっております。

まず、廃止する条例につきましては、本市の水道事業の設置や組織などを定めましてあります竹原市水道事業の設置等に関する条例、給水装置や水道料金などを定めた竹原市水道事業給水条例、地方公営企業法に基づき企業職員の給与の種類や基準を定めた竹原市水

道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例，水道法に基づき布設工事監督者や水道技術管理者に必要な資格について定めた竹原市水道事業の布設工事監督者等に関する条例，地方自治法に基づき水道事業の経営に関する事項を調査審議するに当たり，組織あるいは任期などを定めた竹原市水道事業経営審議会条例でございます。

次に，一部を改正する条例案につきましては，特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例につきましては竹原市水道事業経営審議会の報酬についてを削り，竹原市職員定数条例につきましては水道企業の事務部局の職員定数を削り，市長の事務部局の職員の定数に加算し，竹原市情報公開条例については水道事業管理者を削るものでございます。

なお，この条例につきましては，令和5年4月から施行をいたします。

最後に，今後のスケジュールについてですけれども，本市を含む構成団体におきまして，国，県に対しまして水道事業の廃止の許可と水道企業団としての創設認可の申請を行いまして，令和5年4月からの水道企業団としての事業開始を迎えることとなります。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は，順次挙手により一問一答でお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので，次に参ります。

続きまして，議案第32号令和4年度竹原市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

下水道課長。

下水道課長（藤本嗣正君） それでは，議案第32号令和4年度竹原市下水道事業会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

下水道事業会計補正予算書第2号をお開きください。

今回の補正予算は，令和3年度決算に伴います減価償却費，企業債償還金などの調整をするほか，継続費について年割り額を変更，そして各種事業の精算見込みによる調整が主なものとなっております。

補正予算書の3ページをお開きください。

第2条において、予算書の第2条、第4号、ア、管渠建設改良事業費の2億3,621万6,000円を1,549万円増額し、2億5,170万6,000円に、同じく第2条、第4号、ウ、処理場建設事業費を3,000万円減額し、1億750万円にするものでございます。

次に、第3条にて、収益的収入及び支出の予定額について補正を行うものとし、収入として、第1款、下水道事業収益を356万3,000円減額し、5億9,628万9,000円に、同じく支出として、第1款、下水道事業費用を266万2,000円減額し、5億7,911万7,000円にするものでございます。

次に、第4条において、資本的収入及び支出の予定額について補正を行うものとし、収入として、第1款、資本的収入を981万6,000円減額し、5億2,174万1,000円に、同じく支出として、第1款、資本的支出を1,641万6,000円減額し、6億9,865万円にするものでございます。

次に、第5条において、継続費の年割り額について令和4年度分の1億3,750万円から3,000万円を令和5年度へ振り替え、令和4年度1億750万円、令和5年度4億4,250万円に改めるものでございます。

次に、第6条において、他会計からの負担金、補助金及び出資金の補正として3億7,584万3,000円から3億7,403万1,000円に改めるものでございます。

各項目につきましては、補正予算書の予算基礎資料により説明をいたします。

16ページをお開きください。

まずは、収益的収入及び支出の支出からということで、営業費用として266万2,000円減額するものでございます。主な減額理由といたしましては、令和3年度に工事などにより取得した資産額が決算で確定したことに伴いまして、減価償却費が当初見込みより少なくなったことによる減額でございます。

次に、営業外収益につきましては356万3,000円を減額するものでございます。主な減額理由といたしましては、令和3年度決算及び令和4年度補正予算に伴います各種事業の精算見込みによるものでございます。

17ページをお開きください。

資本的収入及び支出において、まず支出につきましては、処理場建設事業費において現在日本下水道事業団に委託しています竹原浄化センター水処理設備等増設工事委託について、機械設備工事、電気設備工事の2つの工事を委託しているわけですが、電気

設備工事において不調、不落が続いたことにより、本年度分の費用について支払うことが困難となったことから、本年度分の3,000万円を減額し、管渠建設事業費の委託料1,549万円を追加し、実施するものでございます。また、令和3年度決算に伴います企業債の借入額が減少したことにより、企業債償還金を190万6,000円減額するものでございます。

次に、収入につきまして、建設工事の精算に伴います下水道事業債520万円の減額、また国費の内示減に伴います国庫補助金775万5,000円の減額、工事負担金として受益者負担金及び受益者分担金につきましては、分納ではなく、一括による全納者が当初見込みより増えたことに伴いまして当初予定額より313万9,000円増額するものでございます。

なお、7ページから9ページが補正予算書の実施計画書、10ページにはキャッシュフロー計算書、12ページ、13ページが予定貸借対照表となっております。後ほど御覧いただければと思います。

以上で令和4年度竹原市下水道事業会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、それではここで委員による質疑を一旦保留として、暫時休憩いたします。

説明員は退室願います。委員の方はそのまま自席でお待ちください。

午前11時51分 休憩

午前11時52分 再開

委員長（川本 円君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、委員及び委員外議員の方で会議規則第117条の規定に基づき、委員外議員の出席要求、または発言の申出のある方はございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） なしと認めます。

ここからは付託議案に関して委員間討議を行ってまいります。

これまでの議案説明、質疑、答弁を踏まえ、付託議案に対する意見、今後の審査の方向性など発言のある方は挙手にてお願いします。なお、これまでの質疑、答弁で十分な審査が行えたか、また追加する資料があるかどうか、また追加する質疑はあるかどうかも含めて挙手していただければ非常に助かります。

よろしいですか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） 以上をもちまして本委員会の付託議案に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩といたします。

午前11時53分 休憩

午前11時56分 再開

委員長（川本 円君） では、始めます。

休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより本委員会への付託議案について、議案番号順に順次討論、採決に入ります。

まず、議案第13号竹原市下水道使用料審議会条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） はい、結構です。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第14号竹原市水道事業の広島県水道広域連合企業団への移行に伴う関係条例の整備に関する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第14号に反対をいたします。

委員長（川本 円君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） はい、結構です。

起立多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第15号竹原市立美術館設置及び管理条例を廃止する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありますか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第15号に反対します。

委員長（川本 円君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） はい、結構です。

起立多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第21号竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありますか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第21号に反対します。

委員長（川本 円君） そのほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） はい、結構です。

起立多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第23号竹原市企業誘致促進条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） はい、結構です。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第24号竹原市消防団条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） はい、結構です。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第28号令和4年度竹原市一般会計補正予算（第7号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） はい、結構です。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第30号令和4年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） はい、結構です。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第32号令和4年度竹原市下水道事業会計補正予算（第2号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） はい、結構です。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

当委員会に付託された議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託案件に対する委員会報告につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては、委員長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承願います。

その他事項に移ります。

説明員入替えのため、暫時休憩といたします。

午後0時02分 休憩

午後0時03分 再開

委員長（川本 円君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

まず、教育委員会からの報告事項があるということなので、発言を許可いたします。

教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） それでは、今年度実施いたします卒業式と来年度の入学式について御報告させていただきます。

まず、卒業式につきましては、小学校が3月17日の金曜日に、中学校及び義務教育学校が3月8日水曜日に実施されることとなっております。卒業式につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る観点から、ここ2年間、議員の皆さんを含め、来賓の御招待につきましては自粛をしておりました。このたびにおきましても、引き続き同様の対応とさせていただこうと考えております。その理由といたしましては、国のマニュアルにおきまして一定程度の距離の確保がまだ必要とされており、出席する保護者の人数に制限をかけていることなどから、そのように判断したものでございます。また、式典におけるマスクの着用については、県教委からの通知に基づき、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とします。ただし、マスクの着用を希望する児童生徒につきましては着用可といたします。

次に、入学式につきましては、小学校、義務教育学校が4月10日月曜日の午前、中学校も同日4月10日の午後実施されることとなっております。4月1日以降の新学期における考え方につきましては、今後改めて国や県から示されることとなっておりますので、また議員さん方への式典への招待などにつきましては、その通知を確認し、判断することとなると、そのように考えております。

報告につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長（川本 円君） ただいまの説明に対し、質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、次に移ります。

説明員の入替えのため、暫時休憩といたします。

午後0時04分 休憩

午後0時05分 再開

委員長（川本 円君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

総務企画部より報告事項があるということなので、発言を許します。

総務課長。

総務課長（岡元紀行君） ただいまお手元に資料を配付させていただきました。

昨日、ホームページ、また新聞報道等でも御承知のこととは存じますが、本市職員におきまして非違行為がございました。これによりまして職員に懲戒処分を行いましたので、ここで御報告をさせていただきます。

資料に基づいて御説明をいたします。

まず、職員への処分の年月日でございますが、令和5年2月14日でございます。

処分の対象となります職員につきましては、市民福祉部の主任主事、35歳、男性でございます。

処分の内容につきましては、停職2か月でございます。

処分いたしました理由につきましては、昨年、令和4年5月3日に東広島市内の商業施設内におきまして、小型カメラを使用いたしまして女性のスカート内を盗撮をしたといたしまして、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例、いわゆる広島県の迷惑行為防止条例違反でございます、こちらに違反がございまして、警察の捜査により地検に対して書類送検が行われました。また、同職員については、有効期限が令和4年3月であった自身の自動車運転免許証の更新手続を失念しており、失効手続を行った令和4年5月までの間、免許が失効した状態で公用車等の運転を行っていたことが判明いたしました。

以上の行為につきましては、まず盗撮行為の事案につきましては、本人と被害者の方との間で示談が成立をしたこともございまして、検察において不起訴処分と決定をされましたが、しかしながらこうした行為は法令を遵守すべき職員としてあるまじき非違行為でございます。これが市民の皆様に対する公務に対する信用を大変著しく失墜させるものであ

るということから、懲戒処分を行ったものでございます。また、公用車の無免許状態での運転を行っていたことを重く受け止め、当該職員の所属長につきましては車の運転に対しまして指導監督責任が認められることから、厳重に注意を行ったものでございます。

市長のコメントでもございますように、本市の職員が大変こうした不祥事を行ったことが被害者の方にはもとより、市民の皆様に大きな信頼を裏切る、また多大な御迷惑をおかけしましたことをこの場を借りて深くおわび申し上げるというコメントもございます。そして、今回の事案を大変重く、厳粛に受け止めまして、今後の再発防止に向け、より一層の服務規律の確保を図り、市民の皆様の信頼回復に努めてまいるというものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長（川本 円君） ただいまの説明に対し、質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） 新聞報道にもありました。全国的にもよくないことが掲載されたなと思うのですが、この書類送検されたということで逮捕されたということだと思えますが、逮捕はされていないのでしょうか。

委員長（川本 円君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 本事案につきまして、当該職員は警察機関への逮捕というものは行われておらず、在宅での任意での捜査であったというふうに伺っております。

以上です。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） この内容には書いていないですけども、小型カメラでということ。それが発覚してその捜査を受ける対象者となったということは、それは事実であるということであると思えます。示談されたということで不起訴処分ということでありまして、皆さん特にこういうことには敏感でいろんな方から聞かれるんですけど、事件の発生というのが令和4年5月3日商業施設内ということであったにもかかわらず、その処分を受けてこういう報道がなされたというのが、処分が今年の2月、先日の14日というふうになったこの経緯について御説明をお願いします。

委員長（川本 円君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） まず、事案の発生については令和4年5月ということでございます。先ほど逮捕事案ではないということでございますので、その現場において逮捕は行

われなかったということでございます。その後、被害者の被害届に基づき、警察機関が捜査をし、その後、いわゆる容疑者でございますが、を特定をされて本人の取調べといたしますか、任意での取調べが始まったのが5月の終わり頃というふうに聞いております。5月からその間、数度の聞き取りを受けまして、本市のほうに報告をいただいたのが7月上旬ということでございます。その後、8月の終わりに警察機関から検察庁のほうに書類送検をされたという報告をいただいております。12月14日に不起訴の決定が地検のほうでなされたということでございます。その後、本人に対しての通知というものがなかなか時間を要し、なされておらずで、私どものほうから本人を通じて地検のほうにその結果のほうを問い合わせたところ、1月の末にその結果が、もう既に結果が出ていたという報告をいただいております。そうした時間を受けまして、本市の中で懲戒に関する検討を行い、2月14日に処分を決定をいたしましたものでございます。時間的などころで大変時間を要したのですけれども、捜査を見守った、注視した後での決定ということになりましたので、よろしく申し上げます。

以上です。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） 到底納得できるものではないというふうに思います。こういう事件が起きた場合、本人も反省をして、今後生活を改める、自分の行動を改めるといったようなことはもちろんですけども、車の運転にしてもしかりですけども、事実そういう事件を、事件というかそういう行動をして警察の捜査を受けたその当該本人がいろんな市役所の上司等々にもこういうことがあったということで報告はあったとは思っておりますけれども、処分決定が確定とかという前に、まずはこういう事案が発生したということが早く、それをもってその個人をどうのこうのということではないのですけれども、どうしてもこういうふうに日にちが空くと、捜査に影響する、捜査云々かんぬんということで延びるのですけど、延びる意味が全く分からないのですよね。犯罪を犯した人に何の影響があるかって、全くないと思うのですよ。別に犯罪を犯したことがなかったことになるわけでもないし、それ以上でも以下でもないですし、情状酌量されるようなことでもないですし、一般的な見方として、やっぱりなんかこういうことって隠すよねって、ということなのですよ、普通。時系列で見ても、令和4年5月であったのに何で5年2月に、みたいなことでみんなざわざわしているのですよ。あなた知らなかったのかと。知らないよと。知ったから何かこういうことがあったとかということではないのですけれども、こういうことって

どう言うのですかね、事件が確定とかということではなく事実は事実として、何かこの約1年近くなる、かかるようなことが今後同じようなことで起きないためには、犯罪を犯さないというのが一番なのですけど、起きてしまってこういうことがあったって、また同じようなことがあったら、また1年後ぐらいにこうでしたという報告があるのでしょうか。不起訴とかということはないにして。

委員長（川本 円君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 今回の事案につきまして警察機関等にいろいろ聞き取りをさせていただき中で、その捜査の段階でまずは逮捕事案でなかったというところから、通常逮捕事案であれば速やかに報道がされているところであったとは思っております。逮捕事案、任意での在宅捜査ということでありましたので、私どももその捜査の状況を見守っていたところではございます。しかしながら、その捜査が思いのほか時間がかかったというところで、今の処分に至るまでに大変時間が要したところについては大変反省をするとともに、こういった事例が次ある、ないことが一番なのですけれども、速やかにその処分までに処分を決定したいというところがございます。今回の反省といたしましてどう改めるべきなのかというのは検討はしてまいりたいと思っておりますが、いずれにいたしましても一定には処分が決まってから、行政的な処分でございます、不起訴の処分が決まってから本市の職員の懲戒処分についても決定するという方針でおりますので、その点については今後もそれを基本にしていきたいとは考えております。

以上です。

委員長（川本 円君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 補足させていただきますけど、このたびの案件で今総務課長がお答えしたことももちろんですが、委員のほうの御質問は恐らく起こった事実行為に対しての公表というか、起こったことを明らかにということだと思っております。補足しますが、当然この事案が発生した後に警察の機関との調整もございしますが、やはり法律の専門家で市の顧問弁護士にも相談させていただいて対応ということもある中で、委員がおっしゃるように起こった事実をどの時点で公表すべきかというのは、やはり被害者のことでもあると言いながらもいろいろ考え方があろうかと思えます。本日も当然人事担当のほうにはいろんなお電話もいただいている中で、それが一般的な感覚というか、市民の皆さんの関心も高いということで、もう一点は、やはり我々は公務員でございますので、信頼されて何ぼだというものがありますので、そういった面も含めまして、今委員からの御指摘

のあったことは我々も厳粛に受け止めまして、今後の対応に活かしてまいりたいと。こういってないのが一番でございますが、またいつ何どきあるか分からないというのがありますので、その点は踏まえてまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） おっしゃることは理解しております。

多分、発覚というか、分かってから本人がそのとおりのことで粛々となれば、こんなに時間がかからないはずなのです。多分相手との示談とかいろんなことで時間がかかったのではないのかなというふうに、想像で物を言っただけでも、明らかにちょっと時間がかかり過ぎているというのは、本人がこのことについて本当に真摯に反省をしているのか、罪の重さを分かっているのか、そういうことの現れにも時間がかかっているような気もします。ただ、説明を当の本人でない人から今後の対策等々も伺いましたけれども、これ以上は申しませんが、やはりきちんとした対応を本人がとるべき。

自動車の運転免許、こちら誰も起こり得るようなことではありますけれども、こちらのほうもしっかりと、本人がすることですから、そこら辺の管理は職員としてしっかりしてほしいということで、報道の中に所属長についても嚴重注意ということがあったのですけど、所属長についてこの車の運転に対しての指導って、どうやって指導をするのですか。では、もう事前に免許証の有効期限を言って、有効期限近い人に個別に、あなた近いですけど更新きちんとしていますかというのを個別に今後、全部子供のここのように対応していくのですかね。そこをやっぱりどうやって管理して、どういうふうに更新をしたのか確認するというか、切れないように事前にフォローするのか。そのことができないのに、できていないのだったら嚴重注意も何もなくて、注意、上司としての責任というところなのでしょうけど、それは本当上司もいい迷惑だと思うのですよね。なぜそんなに嚴重注意されないといけないのでしょうか。

委員長（川本 円君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 職員の免許の更新につきましては、本来職員以前に社会人として、一般人として更新は間を空けることなく、当然行っていくものであります。しかしながら、公用車を運転するということから、令和3年度におきまして職員全員に免許証の確認を実施したところでございます。免許証の種類であるとか、あとは免許の有効期限を確認しておりまして、これは各所属長が全ての所属職員に対してその手続と確認を行っ

ております。その後の更新についてですが、先ほど委員がおっしゃられましたように一人一人個別に確実にするのかというところでございますが、所属の公用車の安全運転、安全管理という部分から見ましても、所属長が指導監督をするべき部分もあろうかということから嚴重に注意を行ったというものでございます、当然、更新が漏れないような、客観的に分かるような方法というものも今後必要であろうかとは思っております。今回の件をきっかけに、今後、本人も、周りも免許の更新忘れがないような仕組みについては検討してまいりたいと思っております。まずは本人の免許の確認ということで、今回の件を受けまして全職員に改めて免許の有効期限についての確認を行っているところでございます。これも一歩ではございますが、今後の防止策について進めていきたいと考えております。

以上です。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） そうですね。これからは年1回免許の確認を新年度においてするのか、令和4年にしていたら分かった、ちょっとタイミング的にどうだったかというのはありますけれども、限界があると思うので、このことについては先ほど令和3年、免許というのは車両によっては今までの資格で運転できない車両があるとか、消防団のあれとかということもあっていろんな免許の提出があつたりとかもあつたと思うのですけれども、しっかり対応して、今後こういうことのないようにしてほしいと思います。

以上です。

委員長（川本 円君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 今回のこういった事案が起り得る前に免許の更新が切れることがないような仕組みづくりで行ってまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長（川本 円君） 道法委員。

委員（道法知江君） 免許の更新等々というのは、先ほど課長が言われていたように本当に一般常識ですよ。社会人として、車を運転する者として当然だということで、こういうことも一々確認しないといけないということが果たして本当に業務のほうに、大切な市民を預かる業務のほうにやっぱり支障が出てはいけないということも含めてなのですけども、特に福祉部の方であったということもありますので、女性職員が多い職場でもあると思います。ほかの女性の職員に対しても、やはりいろいろコンプライアンスの問題等もありますし、今後2か月間だけという処分ではありますけれども、ほかの方たちに対する指

導なりフォローなり，コンプライアンス等を徹底していくということは考えておられるかどうかをお伺いしたいと思います。

委員長（川本 円君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 委員おっしゃられるように，当該職員だけでなく，当然他の職員への大きな影響もあったらうかと思えます。おっしゃられるように，女性職員は特にそれ以上のものだろうと思っております。職員のコンプライアンスの確保につきましては，これまでも定期的には研修は行ってきてはおります。様々な分野における研修となりますけれども，まずはすぐにできることといたしまして職員の倫理を，職員倫理を定めております要綱がございます。これをまず全庁，全所属長に対して再度周知の徹底をするように指示をいたしております。まずは，そこを再度改めて読み返していただくというのが一歩であろうかと思えます。今後こういったことがないように，ほかの全職員に対する研修等につきましては機を見て今後しっかりと実施をしていきたいと考えております。具体なところはまだ検討できておりませんが，こういった機を捉えての研修は必要であろうかと思っておりますので，よろしく願いいたします。

委員長（川本 円君） 道法委員。

委員（道法知江君） 時折よくこういった事案が出てきているということを踏まえて，今までのことも踏まえてなのですけども，起きた後にやはりどのように周りの職員の方に対して対応をされるのかということ，やっぱり一番その現場の職員が見ておられるのではないかなと感じております。風通しがよく，何でも相談できる体制，それがあって初めて職員が快適に暮らすことができ，市民の負託に応えることができるのではないかなというふうに感じております。時折忘れた頃にこういった事案が発生するということは，何か，何か原因しているのかなということをおぼろげに思わざるを得ないというふうに感じておりますので，引き続き，緊張感を持って真面目に仕事を頑張っておられる方が多いと思えますけれども，もちろん多いのですが，服務規律もそうですし，風通しのよい職場，何かあったら相談ができるような職場体制を構築していただきたいと思えます。

委員長（川本 円君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 今委員のほうからお話があった働きやすい職場という，そういう環境づくりと思っております。女性職員のケアが一番大事だと思っておりますし，これまでの研修も大事でございますが，日頃から家にいるよりは職場にいる時間のほうがはるかに長いので，我々職員はですね，そうした中で今回のような事案があった場合に，

我々公務員は全体の奉仕者という定めがありますので、一部の職員がこういった事案を起こしますと全体がそう見られているということで、先ほど申し上げましたが、本日も人事のほうには相当な数の電話で、まあ当然だと思っておりますので、そういった面も気を引き締めまして、こういったことがあってからまた改めて思うのは非常に残念ではございますけど、そういった面も含めまして一層気を引き締めて行政運営に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（川本 円君） ほかにございませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 先ほどちょっと堀越委員のほうから質問があったので大体分かったのですが、ちょっと気になることがあったのは、こういった事案が起こって我々に報告なりがちょっと遅過ぎるということの対応で、改善がちょっと今されるのかなという答弁もあったのですが、確認しておきたいのは、こういった県迷惑防止条例に違反するような事実が起こって、それで本人がそれはそうではないという争う分で遅れるというようなことも事情があるかも分かりませんが、そうでなくて本人が事実関係も認めて、その後はいろんな不起訴とかということまでの経過があるのでしょうか、そういつて起こった時点で本人が認めて、そこでは市としても一定の事実関係に対する処分というのが、これはやっぱり早期にやらないと、今後のさっき言った職場の環境問題もありますけれども、それがそれだけ遅れて対応するような、せざるを得ないようなことになってくるという面では、不起訴とか起訴とかというのはちょっと遅れることもあるのでしょうか、事実行為がやっぱり本人も認める、そういったような確認もできる段階で処分なり議会の報告なりということは今後できるのですか。そこら改善されるのかどうかを確認しておきたい。

委員長（川本 円君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 公表の在り方というか、お話を事前にするかどうかという、その辺もちょっと顧問弁護士のほうにも相談をいたしました、この時期においてですね。そうした中で、なかなか難しい問題と言いながら、おっしゃるように起訴、不起訴が出る前にといった確認行為というか、そういったお話もしている中でありますので、今後におきましては今ちょっと即答はしかねると思っておりますけど、前回の懲戒処分が、本市が公表したのは平成28年にそういった事案があって、こういった公表の事案というのは本年になったという当分な期間が空いておりまして、その中においても、国において

も、県においても、他の自治体においても、そういった公表の基準というのは時代に応じて改善されておりますので、そうした中で一定的には我々も考えながらこれまでの経緯、判例等も含めましてその公表時期等も検討いたしました。ただ、本日も市民の方からいろんな声で、委員の皆さんからあるように時間がかかり過ぎているのではないかというのは確かにそこは否めない面もあると思いますので、今いただいたお話は今後の課題として早急に対応は考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 副委員長。

副委員長（山元経徳君） 今日、この資料を拝見したので、もう本当に、本当に小さなことですが、私やっぱりこういうところからだと思うのですよ。この資料の一番最後に、「元氣と笑顔が織り成す 暮らし誇らし、竹原市。」って、こういう大事な事案ですよ、重大な案件を報告するのに、こんなこと書いて普通出しますかね。こういうところからではないかと思うのですが。見解。

委員長（川本 円君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） おっしゃるとおりで、少しこの部分におきましては配慮が足らなかったと思われます。こういう点については注意してまいりたいと思います。

委員長（川本 円君） そのほか。

堀越委員，どうぞ。

委員（堀越賢二君） 一点だけ。

昨年5月から現在までですけど、当該職員さんは仕事には通常業務として携わっておられたのかどうかの確認をさせてください。

委員長（川本 円君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） その後、職員については部分的に休暇等もございましたけれども、引き続き在職をしております。

以上です。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） その事件が起きてから発覚という言い方が適切かどうかあれですけど、通常に通われて、通常の業務をふだんどおりほかの職員としていたという認識でよろしいでしょうか。

委員長（川本 円君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 7月に本人からの申出を伺ったというところでございます。そこまでも通常業務、通常に行っております。その後もこの勤務は引き続き行っている状況です。

委員長（川本 円君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、説明員は退席いただいて結構でございます。

それでは、次に参ります。

閉会中の継続審査の申出についてであります。次回定例会までの間、当委員会として集中的に継続審査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出るように考えております。今送りました。その他、委員の方で継続審査、調査について御意見等はいかがでしょうか。

副委員長。

副委員長（山元経徳君） 第2期地方創生の取組についてなのですが、これ今回、私一般質問やりましたけど、これ大きく変わるので、デジタル田園都市国家構想の取組について変えていただければと思います。

委員長（川本 円君） DXだけではないわけね。田園構想ですね、全体ということね。

副委員長（山元経徳君） 第3期地方創生になると思うので。

委員長（川本 円君） そのことについて、皆さんの御意見はどうでしょう。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） それでは、この部分、ちょっと今副委員長が言われたように修正させていただきます。

副委員長（山元経徳君） 4月1日。

委員長（川本 円君） 4月1日。

見ていただければ分かるように、ちょっと分けさせていただいております。令和5年3月31日までの分と4月1日からのというふうな形で個別も、全体も分けさせていただいております。お気づきだと思いますが、今回の竹原市水道事業及び県水道広域連携についてが所管外になって、下水道もあれですけども、うちの当委員会ではなくなって民生のほうに移りますので、その部分が削られているということでこういうふうに2つに分けさせ

て書かさせていただいておりますので、御了承いただければと思います。なお、今回定例会の最終日で発議において所管替えを出すというふうにはお伺いしておりますので、そのほうで審査していただければと思いますので、一応書類上ではこういう形を取らせていただきますので、御了承をお願いします。

ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようでしたら、ただいま御説明いたしましたことをただいまの意見を踏まえまして議長に申し出ることに対して御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上、本日予定しました協議事項は終了いたしました。

その他、委員のほうから何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようでしたので、以上をもって総務文教委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございます。

午後0時38分 閉会